

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>IV-5 指定親会社グループについて IV-5-3 自己資本の充実 IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1) <u>バーゼルⅡ第3の柱</u>（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。</p> <p>(2) 一方で、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして必ずしも重要ではない事項については、これらの情報の詳細な開示が行われることで市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨が却って妨げられる可能性も否定できない。このため、経営実態やリスク特性等に照らして重要ではない項目がある場合には、開示を行わなかった項目及び重要ではないと判断をした理由等を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(3) 財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これら</p> | <p>IV-5 指定親会社グループについて IV-5-3 自己資本の充実 IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1) <u>自己資本比率規制の第3の柱</u>（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。</p> <p>(2) 一方で、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして必ずしも重要ではない事項については、これらの情報の詳細な開示が行われることで市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨が却って妨げられる可能性も否定できない。このため、経営実態やリスク特性等に照らして重要ではない項目がある場合には、開示を行わなかった項目及び重要ではないと判断をした理由等を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(3) 財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これら</p> |

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>の情報を公開することで最終指定親会社の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、開示を行わなかった項目及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>（４）開示の状況の確認に際しては、開示告示に定められた項目の網羅性に着目すべきではなく、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして重要な事項が適切に開示され、市場による外部評価の規律づけに有用な内容となっているかを確認する必要がある。</p> <p>（新設）</p> | <p>の情報を公開することで最終指定親会社の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、開示を行わなかった項目及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>（４）開示の状況の確認に際しては、開示告示に定められた項目の網羅性に着目すべきではなく、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして重要な事項が適切に開示され、市場による外部評価の規律づけに有用な内容となっているかを確認する必要がある。</p> <p><u>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－２－４－４を参照。</u></p> |